

第二 外国産農産物

一 玄米

(一) 種類

イ うるち玄米

短粒種 中粒種 長粒種

ロ もち玄米

短粒種 中粒種 長粒種

(二) 銘柄

イ うるち玄米短粒種

(イ) 産地銘柄

アメリカ産(ロ)に掲げるものを除く。)、オーストラリア産(ロ)に掲げるものを除く。)及び中国産(ロ)に掲げるものを除く。)

(ロ) 産地型銘柄

アメリカ産あきたこまち、アメリカ産コシヒカリ、オーストラリア産コシヒカリ、中国産小站米及び中国産東北米

ロ うるち玄米中粒種

(イ) 産地銘柄

オーストラリア産

(ロ) 産地型銘柄

アメリカ産加州米及びアメリカ産南部米

ハ もち玄米短粒種

産地銘柄

アメリカ産及び中国産

(三) 規格

イ 量目

六〇キログラム又は三〇キログラム

ロ 荷造り及び包装

麻袋又は樹脂袋

ハ 品位

(イ) うるち玄米短粒種及びもち玄米短粒種

項目		最		高		限		度							
		異		物		被		害							
		粒		害		粒		害							
水分	(%)							未熟粒	(%)	赤米	(%)	碎粒	(%)	他銘柄粒	(%)

等級	計 (%)	計 (%)	着色粒 (%)				
合格	一五・五	〇・五	〇・〇〇九	八	一・〇	一五	一
							五
							一〇

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの
うるち玄米中粒種、うるち玄米長粒種、もち玄米中粒種及びもち玄米長粒種

等級	水分 (%)		異物		被害粒		限度			
	計 (%)	ひるがお科植物種子 (%)	計 (%)	着色粒 (%)	未熟粒 (%)	赤米 (%)	碎粒 (%)	他銘柄粒 (%)		
合格	一五・五	〇・五	〇・〇〇九	八	一・〇	九	一	一〇	一〇	

規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの

二 成分

- (イ) たんぱく質 (%)
- (ロ) アミロース (%)

附

- 一 この規格で「うるち玄米」又は「もち玄米」とは、うるち玄米粒（碎粒を除く。）又はもち玄米粒（碎粒を除く。）を五〇・〇%以上含むものをいう。
- 二 この規格で「うるち玄米短粒種」又は「もち玄米短粒種」とは標準的な長さを有し、形の欠けていないうるち玄米粒又はもち玄米粒の長さの幅の比の平均値（以下「玄米粒平均値」という。）が二・一未満であるものを、「うるち玄米中粒種」又は「もち玄米中粒種」とはうるち玄米又はもち玄米で玄米粒平均値が二・一以上で三・一未満であるものを、「うるち玄米長粒種」又は「もち玄米長粒種」とはうるち玄米又はもち玄米で玄米粒平均値が三・一以上であることをいう。
- 三 一の米粒で、着色粒、着色粒以外の被害粒、未熟粒、赤米、碎粒及び他銘柄粒のいずれか二以上に該当するものについてのこの規格の適用については、この順位により最初に該当するもの以外のものには該当しないものとみなす。
- 四 中国産の玄米の水分の最高限度は、(イ)の表の数値に〇・五%を加算したものとす。

定義

- 一 百分率―全量に対する重量比をいう。
- 二 水 分―常圧加熱乾燥法のうち、一三五度乾燥法によるものをいう。
- 三 異 物―針金二五番線ふるい目の開き一・七ミリメートルのふるい（以下「一号ふるい」という。）をもって分け、そのふるいの上に残るもので米粒を除いたもの及びそのふるいを通すものをいう。
- 四 被害 粒―昆虫、水、熱、かび、菌その他の原因によつて損傷を受けたもの（虫害粒、斑点粒、黒点粒、汚損粒、変質粒、着色粒等）をいう。

- 五 着色 粒—とう精された米粒（一号ふるいをもつて分け、そのふるいを通過するものを除く。）でその表面が黄色、黄褐色又は茶色に着色したものをいう。
- 六 未熟 粒—成熟していない粒をいう。
- 七 赤 米—ぬか層が赤色又は赤紫色である玄米粒をいう。
- 八 碎 粒—完全粒（精米の定義の完全粒に同じ。）の長さの三分の二以下の長さの米粒で一号ふるいをもつて分け、そのふるいの上に残るものをいう。
- 九 他銘柄 粒—他の種類若しくは銘柄に属する玄米粒又は精米粒をいう。
- 一〇 たんぱく質—精米につき窒素定量法により換算値五・九五を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。

二 精米

(一) 種類

イ うるち精米

短粒種 中粒種 長粒種

ロ もち精米

短粒種 中粒種 長粒種

ハ うるち碎精米

ニ もち碎精米

(二) 銘柄

イ うるち精米短粒種

(イ) 産地銘柄

アメリカ産 (ロ) に掲げるものを除く。)、オーストラリア産 (ロ) に掲げるものを除く。)、及び中国産 (ロ) に掲げるものを除く。)

(ロ) 産地型銘柄

アメリカ産あきたこまち、アメリカ産コシヒカリ、オーストラリア産コシヒカリ、中国産小站米及び中国産東北米

ロ うるち精米中粒種

(イ) 産地銘柄

オーストラリア産

(ロ) 産地型銘柄

アメリカ産加州米及びアメリカ産南部米

ハ うるち精米長粒種

(イ) 産地銘柄

アメリカ産及び中国産

(ロ) 産地型銘柄

タイ国産一〇〇パーセント、タイ国産五パーセントブローケン、タイ国産一〇パーセントブローケン及びタイ国産一五パーセントブローケン

等級	項目	
	とう精度	最低限度
四等	標準品	一五・〇
三等	標準品	一五・〇
二等	標準品	一五・〇
一等	標準品	一五・〇
等級	とう精度	水 (%)
		分
		(%) 計
		植物種子 (%)
		石 (筒数)
		土 (%)
		砂
		種子 (粒数)
		小砕粒 (%)
		(%) 計
着色粒 (%)		
赤条 (%)		
白墨 (%)		
大砕粒 (%)		
他銘粒 (%)		

- ニ もち精米短粒種
産地銘柄
アメリカ産及び中国産
- ホ もち精米長粒種
産地銘柄
タイ国産
- ヘ うるち砕精米
産地型銘柄
タイ国産うるち A₁ エキストラ・スーパー、タイ国産うるち A₁ スーパー及びタイ国産うるち A₁ スペシャル
- ト もち砕精米
産地型銘柄
タイ国産もち A₁ スペシャル
- (三) 規格
イ 量目
六〇キログラム又は三〇キログラム
- ロ 荷造り及び包装
麻袋又は樹脂袋
- ハ 品位
(イ) うるち精米短粒種（アメリカ産あきたこまち、アメリカ産コシヒカリ及びオーストラリア産コシヒカリに限る。）

項目		最低限度	最	異	高	物	限	被	害	粒	度
項目											

(二) 規格外—異臭のあるもの又は一等から四等までのそれぞれの品位に適合しないもの
うるち精米中粒種 (ハ) に掲げるものを除く。

四等	三等	二等	一等	等級	項目	
標準品	標準品	標準品	標準品		とう精度	最低限度
一五・〇	一五・〇	一五・〇	一五・〇		水 (%) 分	最
〇・三	〇・二	〇・一	〇・一	(%) 計	異	
〇・〇〇九	〇・〇〇九	〇・〇〇九	〇・〇〇九	植物種子 (%)		物
				石 (箇數)	高	
〇・〇〇二	〇・〇〇二	〇・〇〇一	〇・〇〇一	土 (%) 砂		物
一五	一〇	七	五	種子 (粒數)	限	
〇・五	〇・三	〇・二	〇・一	小碎粒 (%)		被
四	三	二	一	(%) 計	害	
一・〇	一・〇	一・〇	〇・五	着色粒 (%)		粒
一	〇	〇	〇	赤条 (%) 粒	度	
五	三	二	一	白墨 (%) 質粒		度
二五	一五	七	四	大碎粒 (%) 粒	他	
五	三	二	一	他銘 (%) 柄粒		銘

(ハ) 規格外—異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
うるち精米中粒種 (アメリカ産加州米及びアメリカ産南部米に限る。)

二等	一等	等級	項目	
標準品	標準品		とう精度	最低限度
一五・五	一五・五		水 (%) 分	最
〇・三	〇・三	(%) 計	異	
〇・〇〇九	〇・〇〇九	植物種子 (%)		物
		石 (箇數)	高	
〇・〇〇二	〇・〇〇二	土 (%) 砂		物
一五	一五	種子 (粒數)	限	
〇・五	〇・五	小碎粒 (%)		被
四	三	(%) 計	害	
一・〇	一・〇	着色粒 (%)		粒
二	二	赤条 (%) 粒	度	
三	三	白墨 (%) 質粒		度
一五	一五	大碎粒 (%) 粒	他	
一〇	五	他銘 (%) 柄粒		銘

(ロ) 規格外—異臭のあるもの又は一等から四等までのそれぞれの品位に適合しないもの
うるち精米短粒種 (イ) に掲げるものを除く。

規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの

合格	等級		項目	
	標準品	とう精度	最低限度	
一五・五	水 (%) 分			
〇・五	(%) 計	異 物		
〇・〇〇九	ひるがお科 植物種子(%)			
二	石 (箇數)	高		
〇・〇二	土 (%) 砂			
〇・五	小碎粒 (%)		限	
三	(%) 計	被 害 粒		
一・〇	着色粒 (%)			
二	赤条粒 (%)		度	
三	白墨 質粒(%)			
七	大碎粒 (%)			
一〇	他銘 柄粒(%)			

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
うるち精米長粒種(タイ国産五パーセントブロークンに限る。)

二等	一等	等級		項目	
		標準品	とう精度	最低限度	
一五・五	一五・五	水 (%) 分			
〇・五	〇・五	(%) 計	異 物		
〇・〇〇九	〇・〇〇九	ひるがお科 植物種子(%)			
二	二	石 (箇數)	高		
〇・〇二	〇・〇二	土 (%) 砂			
〇・五	〇・五	小碎粒 (%)		限	
三	三	(%) 計	被 害 粒		
一・〇	一・〇	着色粒 (%)			
一	一	赤条粒 (%)		度	
六	三	白墨 質粒(%)			
五	四	大碎粒 (%)			
一〇	一〇	他銘 柄粒(%)			

(ホ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
うるち精米長粒種(タイ国産一〇〇パーセントに限る。)

三等	二等	一等	等級		
			標準品	とう精度	
一五・五	一五・五	一五・五	水 (%) 分		
〇・五	〇・五	〇・五	(%) 計	異 物	
〇・〇〇九	〇・〇〇九	〇・〇〇九	ひるがお科 植物種子(%)		
四	二	二	石 (箇數)	高	
〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	土 (%) 砂		
一五	一五	一五	種子 (粒數)	限	
〇・五	〇・五	〇・五	小碎粒 (%)		
三	三	三	(%) 計	度	
一・〇	一・〇	一・〇	着色粒 (%)		
三	二	二	赤条 粒(%)	度	
五	三	三	白墨 質粒(%)		
二五	一八	一五	大碎 粒(%)		
一五	一〇	一〇	他銘 柄粒(%)		

等級	項目		
	とう精度	最低限度	
三等	標準品	一五・五	
二等	標準品	一五・五	
一等	標準品	一五・五	
最	異	水(%)分	〇・五
		植物種子(%)	〇・〇〇九
高	物	石(箇數)	四
		土(%)砂	〇・〇二
限	被	種子(粒數)	一五
		小碎粒(%)	〇・五
度	害	被	三
		害	一・〇
度	粒	赤条	三
		白墨	五
度	大	赤条	二
		大碎	二五
度	他	赤条	一
		他	一五

(f) 規格外—異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの
うるち精米長粒種(ホ)から(チ)までに掲げるものを除く。

等級	項目		
	とう精度	最低限度	
合格	標準品	一五・五	
最	異	水(%)分	〇・五
		植物種子(%)	〇・〇〇九
高	物	石(箇數)	二
		土(%)砂	〇・〇二
限	被	小碎粒(%)	〇・五
		害	三
度	害	着	一・〇
		害	一・〇
度	粒	赤条	三
		白墨	七
度	大	赤条	三
		大碎	一七
度	他	赤条	二
		他	二〇

(f) 規格外—異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの
うるち精米長粒種(タイ国産一五パーセントブローケンに限る。)

等級	項目		
	とう精度	最低限度	
合格	標準品	一五・五	
最	異	水(%)分	〇・五
		植物種子(%)	〇・〇〇九
高	物	石(箇數)	二
		土(%)砂	〇・〇二
限	被	小碎粒(%)	〇・五
		害	三
度	害	着	一・〇
		害	一・〇
度	粒	赤条	二
		白墨	五
度	大	赤条	二
		大碎	一二
度	他	赤条	一
		他	一五

(f) 規格外—異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの
うるち精米長粒種(タイ国産一〇パーセントブローケンに限る。)

項目		最低限度	最		高		限		度	
外観及びとう精度			水 (%) 分		着色粒 (%) 粒		碎粒 (%) 粒		計	
			異		異		異		異	
			物		物		物		物	
			C ₁		C ₃		C ₃		C ₃	
			異		異		異		異	
			物		物		物		物	
			及		及		及		及	
			び		び		び		び	
			C ₃		C ₃		C ₃		C ₃	
			物		物		物		物	
			度		度		度		度	
			完全粒 (%)		完全粒 (%)		完全粒 (%)		完全粒 (%)	

(7) 規格外—異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの
うるち砕精米（タイ国産うるちA₁エキストラ・スーパーに限る。）

合格	等級	項目	
標準品		とう精度	最低限度
一五・五		水 (%) 分	
〇・五		(%) 計	異
〇・〇〇九		植物種子(%) ひるがお科	
二		石 (箇數)	
〇・〇二二		土 (%) 砂	物
一〇		種子 (粒數)	
〇・五		小碎粒 (%)	限
三		(%) 計	
一・〇		着色粒 (%) 粒	害
二		赤条 (%) 粒	
一二		大碎 (%) 粒	度
一五		(%) 計	
一二		うるち精 米粒(%) 粒	他 銘 柄 粒

(8) 規格外—異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
もち精米中粒種及びもち精米長粒種

三等	二等	一等	等級	項目	
標準品	標準品	標準品		とう精度	最低限度
一五・五	一五・五	一五・五		水 (%) 分	
〇・五	〇・三	〇・三		(%) 計	異
〇・〇〇九	〇・〇〇九	〇・〇〇九		植物種子(%) ひるがお科	
二	二	二		石 (箇數)	
〇・〇二二	〇・〇二二	〇・〇二二		土 (%) 砂	物
一五	一〇	一〇		種子 (粒數)	
〇・五	〇・五	〇・五		小碎粒 (%)	限
三	三	三		(%) 計	
一・〇	一・〇	一・〇		着色粒 (%) 粒	害
三	二	二		赤条 (%) 粒	
二五	二〇	一五		大碎 (%) 粒	度
一五	一〇	五		(%) 計	
五	三	二		うるち精 米粒(%) 粒	他 銘 柄 粒

(9) 規格外—異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
もち精米短粒種

項目	最低限度		最		高		異物及びC ₃ 限度	

(3) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの
うるち砕精米(7)から(カ)までに掲げるものを除く。)

合格	等級		項目
	標準品	外観及びとう精度	
一五・五	水(%)分		最低限度
一	着色粒(%)		最
四	(%) C ₁		高
一・五	(%) 計		異物及びC ₃ 限度
一・〇	計(%)	異物	
〇・〇五	ひるがお科植物種子(%)	物	
一〇	(%) 完全粒		

(カ) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの
うるち砕精米(タイ国産うるちA₁スペシャルに限る。)

合格	等級		項目
	標準品	外観及びとう精度	
一五・五	水(%)分		最低限度
一	着色粒(%)		最
四	(%) C ₁		高
一・五	(%) 計		異物及びC ₃ 限度
〇・五	計(%)	異物	
〇・〇五	ひるがお科植物種子(%)	物	
一〇	(%) 完全粒		

(7) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの
うるち砕精米(タイ国産うるちA₁スーパーに限る。)

合格	等級	
	標準品	
一五・五		
一		
一〇		
一		
〇・五	(%)	
〇・三	計(%)	
〇・〇五	ひるがお科植物種子(%)	
一〇		

合 格	等 級	項目	
		標 準 品	外 観 及 び とう 精 度
一五・五		水 (%) 分	
一		着色粒 (%)	
四		(%) C ₁	
一・五		(%) 計	
〇・五		計 (%)	異 物 及 び C ₃
〇・〇五		ひるが お科植物 種子(%)	物
一〇			完全粒 (%)

(夕) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの
もち砕精米

合 格	等 級	項目	
		標 準 品	外 観 及 び とう 精 度
一五・五		水 (%) 分	
一		着色粒 (%)	
四		(%) C ₁	
一・五		(%) 計	
一・〇		計 (%)	異 物 及 び C ₃
〇・〇五		ひるが お科植物 種子(%)	物
一八		うるち 精米粒 (%)	
一〇			完全粒 (%)

規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの

二 成分

- (イ) たんぱく質(%)
(ロ) アミロース(%)

附

- 一 この規格で「うるち精米」又は「もち精米」とはうるち精米粒又はもち精米粒でいずれも小砕粒及び大砕粒又は砕粒を除いたものを五〇・〇%以上含むものを、「うるち砕精米」又は「もち砕精米」とはうるち砕精米粒又はもち砕精米粒でうるち精米粒又はもち精米粒を除いたものを五〇・〇%以上含むものをいう。
- 二 この規格で「うるち精米短粒種」又は「もち精米短粒種」とは標準的な長さを有し、形の欠けていないうるち精米粒又はもち精米粒の長さとの比の値の平均値(以下「精米粒平均値」という。)が二・〇未満であるものを、「うるち精米中粒種」又は「もち精米中粒種」とはうるち精米粒又はもち精米粒で精米粒平均値が二・〇以上で三・〇未満であるものを、「うるち精米長粒種」又は「もち精米長粒種」とは精米粒平均値が三・〇以上であるものをいう。
- 三 一の米粒で小砕粒、C₃、C₁、着色粒、着色粒以外の被害粒、赤条粒、砕粒、白墨質粒、大砕粒、他銘柄粒及び完全粒のいずれか二以上に該当するものについてのこの規格の適用については、この順位により最初に該当するもの以外のものには該当しないものとみなす。
- 四 中国産の精米の各等級については、その水分の最高限度は、ハのロの表の数値に〇・五%を加算したものとす。

定義

- 一 百分率―玄米の定義の百分率に同じ。

- 二 粒 数—一キログラム中の粒数をいう。
- 三 箇 数—一キログラム中の箇数をいう。
- 四 と う 精 度—ぬか層及び胚芽の除かれた程度をいう。
- 五 外 観 及 び と う 精 度—粒ぞろい及び色沢等並びにぬか層及び胚芽の除かれた程度をいう。
- 六 水 分—玄米の定義の水分に同じ。
- 七 異 物—うるち精米及びもち精米にあつては針金二七番線ふるい目の開き一・五ミリメートルのふるい（以下「二号ふるい」という。）をもつて分け、そのふるいの上に残るもので米粒を除いたもの及びそのふるいを通過するものを、うるち碎精米及びもち碎精米にあつては直径一・五七ミリメートルの丸目ふるい（以下「四号ふるい」という。）をもつて分け、そのふるいの上に残るもので米粒を除いたものをいう。
- 八 石 子—二号ふるいをもつて分け、そのふるいの上に残る石、鉱物、コンクリート破片、金属破片等の固形物をいう。
- 九 砂—二号ふるいをもつて分け、そのふるいを通過するもので四塩化炭素により比重選別されるものをいう。
- 一〇 種 子—ひるがお科植物種子を除いた他の植物の種子をいう。
- 一一 小 粒—二号ふるいをもつて分け、そのふるいの上に残り、かつ、針金二五番線ふるい目の開き一・七ミリメートルのふるい（以下「一号ふるい」という。）をもつて分け、そのふるいを通過する米粒をいう。
- 一二 被 害 粒—昆虫、水、熱、かび、菌その他の原因によつて損傷を受けたもの（虫害粒、斑点粒、黒点粒、汚損粒、変質粒、生理障害粒、着色粒等）をいう。
- 一三 着 色 粒—表面が黄色、黄褐色又は茶色に着色したものをいう。
- 一四 赤 条 粒—表面に赤色又は赤紫色のぬか層が目立つ程度（赤条の長さの合計が粒の長さの二倍以上である程度をいう。）にあるものをいう。
- 一五 白 墨 質 粒—体積の四分の三以上が白墨質になつていてるものをいう。
- 一六 大 碎 粒—うるち精米及びもち精米で一号ふるいをもつて分け、そのふるいの上に残り、かつ、その長さが完全粒の長さの三分の二未満の米粒をいう。
- 一七 他 銘 柄 粒—他の種類若しくは銘柄に属する精米粒又は玄米粒をいう。ただし、タイ国産一〇〇パーセント、タイ国産五パーセントブロックン、タイ国産一〇パーセントブロックン及びタイ国産一五パーセントブロックンの銘柄間については、他銘柄粒に該当しないものとみなす。
- 一八 碎 粒—直径一・七五ミリメートルの丸目ふるい（以下「三号ふるい」という。）をもつて分け、そのふるいの上に残り、かつ、その長さが完全粒の長さの二分の一未満である米粒をいう。
- 一九 う ら ち 精 米 粒—うるち玄米粒の外ぬか層及び内ぬか層の全部並びに胚芽の大部分が除かれたものをいう。
- 二〇 C₃ C₁ —三号ふるいを通過し、四号ふるいの上に残る米粒をいう。
- 二一 —四号ふるいを通過するものをいう。
- 二二 完 全 粒—欠損していない米粒をいう。
- 二三 た ん ぱ く 質—玄米の定義のたんぱく質に同じ。
- 二四 ア ミ ロ ー ス—玄米の定義のアミロースに同じ。
- 三 小 麦
- (一) 種 類

食糧小麦及び飼料小麦

(二) 銘柄

食糧小麦

産地型銘柄

アメリカ産ウエスタン・ホワイト、アメリカ産ソフト・ホワイト、アメリカ産ハード・ホワイト、アメリカ産ホワイト・クラブ、アメリカ産ソフト・レッド・ウインスター、アメリカ産ノーザン・スプリング、アメリカ産ダーク・ノーザン・スプリング、アメリカ産ハード・レッド・ウインスター、アメリカ産アンバー・デュラム、アメリカ産ハード・アンバー・デュラム、オーストラリア産スタンダード・ホワイト、オーストラリア産ソフト、オーストラリア産ハード、オーストラリア産プライム・ハード、カナダ産ウエスタン・レッド・スプリング及びカナダ産ウエスタン・アンバー・デュラム

(三) 規格

イ 品位

(イ) 食糧小麦(アメリカ産ウエスタン・ホワイト、アメリカ産ソフト・ホワイト、アメリカ産ハード・ホワイト、アメリカ産ホワイト・クラブ及びアメリカ産ソフト・レッド・ウインスターに限る。)

項目	等級				項目
	四等	三等	二等	一等	
最低限度	七〇	七二	七五	七七	最低限度
最 異 高 物 被 害 粒 限 度	一三・五	一三・五	一三・五	一三・五	水分 (%)
	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	きょう 雑物 (%)
	三	二	一	一	(%) 計
	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	(%) 麦角粒
	〇・一	〇・〇	〇・〇	〇・〇	(%) 黒穂 病粒
	六	六	六	六	(箇數) 石
	三	二	一	一	(%) 異種 穀粒
	一〇	七	四	二	(%) 計
	一・〇	〇・五	〇・二	〇・二	(%) 計
	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	熱 損 著しい熱 損粒 (%)
〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	(%) 発芽粒	
一二	八	五	三	(%) 萎縮粒 及び碎粒	
一〇	一〇	五	三	(%) 計	
一〇	三	二	一	(%) デュラム 小麦粒	
他銘柄粒				他銘柄粒	

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から四等までのそれぞれの品位に適合しないもの
食糧小麦(アメリカ産ノーザン・スプリング及びアメリカ産ダーク・ノーザン・スプリングに限る。)

項目	等級				項目
	四等	三等	二等	一等	
最低限度	七〇	七二	七五	七七	容積重 (キログラム)
最	一三・五	一三・五	一三・五	一三・五	水分 (%)
	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	きょう 雑物 (%)
	三	二	一	一	(%)計
	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	麦角粒 (%)
	〇・一	〇・〇	〇・〇	〇・〇	黒穂 病粒 (%)
	六	六	六	六	石 (箇數)
	三	二	一	一	異種 穀粒 (%)
	一〇	七	四	二	(%)計
	一・〇	〇・五	〇・二	〇・二	熱 (%)計
	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	損 著しい熱 損粒 (%)
	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	発芽粒 (%)
	一二	八	五	三	萎縮粒 及び 砕粒 (%)
一〇	一〇	五	三	(%)計	
一〇	三	二	一	デュラム 小麦粒 (%)	

(二) 規格外―異臭のあるもの又は一等から四等までのそれぞれの品位に適合しないもの
食糧小麦(アメリカ産アンバー・デュラム及びアメリカ産ハード・アンバー・デュラムに限る。)

項目	等級				項目
	四等	三等	二等	一等	
最低限度	六八	七一	七三	七五	容積重 (キログラム)
最	一三・五	一三・五	一三・五	一三・五	水分 (%)
	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	きょう 雑物 (%)
	三	二	一	一	(%)計
	〇・〇	〇・〇	〇・〇	〇・〇	麦角粒 (%)
	〇・一	〇・〇	〇・〇	〇・〇	黒穂 病粒 (%)
	六	六	六	六	石 (箇數)
	三	二	一	一	異種 穀粒 (%)
	一〇	七	四	二	(%)計
	一・〇	〇・五	〇・二	〇・二	熱 (%)計
	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	〇・〇二	損 著しい熱 損粒 (%)
	〇・二	〇・二	〇・二	〇・二	発芽粒 (%)
	一二	八	五	三	萎縮粒 及び 砕粒 (%)
一〇	一〇	五	三	(%)計	
一〇	三	二	一	デュラム 小麦粒 (%)	

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から四等までのそれぞれの品位に適合しないもの
食糧小麦(アメリカ産ハード・レッド・ウインターに限る。)

等級		項目	
四等	七〇	容積重 (キログラム)	最低限度
三等	七三	水 (%)	分
二等	七五	きよう雑物 (%)	
一等	七七	(%)計	異
		麦角粒 (%)	黒穂病 (%)
		石 (箇數)	異種 (%)
		(%)計	被
		(%)計	損
		損著しい熱 (%)	粒
		発芽粒 (%)	
		び萎縮粒及 (%)	
		(%)計	他
		麦粒 (%)	銘柄粒

(ホ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から四等までのそれぞれの品位に適合しないもの
 食糧小麦（オーストラリア産スタンダード・ホワイト、オーストラリア産ソフト、オーストラリア産ハード及びオーストラリア産プライム・ハードに限る。）

等級		項目	
合格	七四	容積重 (キログラム)	最低限度
	一三・五	水 (%)	分
	〇・五	きよう雑物 (%)	
	一	(%)計	異
	〇・〇	麦角粒 (%)	黒穂病 (%)
	〇・〇	石 (箇數)	異種 (%)
	六	異種穀粒 (%)	物
	一	被害粒 (%)	
	四	被害粒 (%)	度
	三	萎縮粒及び碎粒 (%)	

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの
 食糧小麦（カナダ産ウェスタン・レッド・スプリングに限る。）

等級		項目	
		容積重 (キログラム)	最低限度
		水 (%)	分
		きよう雑物 (%)	
		(%)計	異
		麦角粒 (%)	黒穂病 (%)
		石 (箇數)	異種 (%)
		異種穀粒 (%)	物
		被害粒 (%)	
		び萎縮粒及 (%)	度
		(%)計	他
		麦粒 (%)	銘柄粒

等級	項目	
	最低限度	最高限度
一等	容積重 (キログラム)	七五
	水分 (%)	一四・五
	雑物 (%)	〇・五
	異物	計 (%)
		麦角粒 (%)
		黒穂病粒 (%)
	石	筒数
		異種穀粒 (%)
	被害粒	計 (%)
		熱損粒 (%)
	萎縮粒及び砕粒 (%)	
	他銘柄粒	計 (%)
		デュラム小麦 (%)

(f) 規格外―異臭のあるもの又は一等から五等までのそれぞれの品位に適合しないもの
食糧小麦 (i) から (t) までに掲げるものを除く。)

等級	項目	
	最低限度	最高限度
五等	容積重 (キログラム)	七〇
	水分 (%)	一四・五
	雑物 (%)	〇・五
	異物	計 (%)
		麦角粒 (%)
		黒穂病粒 (%)
	石	筒数
		異種穀粒 (%)
	被害粒	計 (%)
		萎縮粒及び砕粒 (%)
	他銘柄粒	計 (%)
		デュラム小麦 (%)

(t) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
食糧小麦 (カナダ産ウエスタン・アンバー・デュラムに限る。)

等級	最低限度	最高限度
三等	六七	一四・五
	〇・五	三
	〇・〇	〇・〇
	〇・〇	〇・〇
	六	六
	三	一
	一〇	五
	八	三
	一〇	三
	五	一

四等	六七	一四・五	〇・五	三	〇・〇	〇・一	六	三	一五	一	一二	一〇	一〇
三等	七一	一四・五	〇・五	二	〇・〇	〇・〇	六	二	一〇	一	八	一〇	四
二等	七二	一四・五	〇・五	一	〇・〇	〇・〇	六	一	五	〇	五	五	二

(リ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から四等までのそれぞれの品位に適合しないもの
飼料小麦

項目	等級		最低限度		最高限度	
	容積重 (キログラム)	水分 (%)	きょう雑物 (%)	異物	被 害 粒 (%)	萎縮粒及び 砕粒 (%)
合格	六三	一四・五	一・三	計 (%) 麦角粒 (%) 黒穂病粒 (%) 石 (箇 数) 異種穀粒 (%)	三 〇・〇 〇・一 一〇 三	四〇 二〇

規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの

ロ 成分

(イ) たんぱく質(%)
(ロ) でん粉

附

- 一 この規格で「小麦」とは、小麦粒を五〇・〇%以上含むものをいう。
- 二 一の穀粒でデュラム小麦粒、麦角粒、黒穂病粒、著しい熱損粒、熱損粒、発芽粒、著しい熱損粒及び熱損粒並びに発芽粒以外の被害粒、異種穀粒、萎縮粒及び砕粒、他銘柄粒(項目にデュラム小麦粒がある場合にあつては、デュラム小麦粒以外の他銘柄粒)のいずれか二以上に該当するものは、この順位により最初に該当するもの以外のものには該当しないものとみなす。
- 三 この規格で「飼料小麦」とは、単体飼料又は配合飼料の原料に供される小麦をいう。
- 四 アメリカ産ホワイト・クラブの容積重の最低限度は、イの表の数値から一等及び二等にあつては二キログラムを、三等にあつては一キログラムを、四等にあつては二キログラムをそれぞれ控除したものとす。
- 五 品位が規格外に該当する小麦以外の小麦にあつては、石のうち石炭が実用上支障をきたす程度混入してはならない。

定義

- 一 百分率―玄米の定義の百分率に同じ。
- 二 箇―数―精米の定義の箇數に同じ。

- 三 容積 重―標準計測器で測定した一〇〇リットルの重量をいう。
- 四 水 分―小麦粒（麦角菌又は黒穂病菌に侵されたものを除く。以下同じ。）につき常圧加熱乾燥法のうち、一三五度乾燥法によるものをいう。
- 五 きょう雑物―標準きょう雑物精選機又はこれと同等の精度があると認められる精選機で分離された小麦粒以外のものをいう。
- 六 異物―小麦粒及びきょう雑物を除いた他のものをいう。
- 七 麦角 粒―麦角菌胞子のかたまり及び麦角菌に侵された穀粒をいう。
- 八 黒穂病 粒―黒穂病菌胞子のかたまり及び黒穂病菌に侵された穀粒をいう。
- 九 石 粒―石、石炭、鉱物、コンクリート破片、金属破片等の固形物できょう雑物として分離されないものをいう。
- 一〇 異種穀 粒―小麦粒及び野生種の穀粒を除いた他の穀粒をいう。
- 一一 被害 粒―小麦粒又は異種穀粒で昆虫、水、熱、かび、菌その他の原因によって損傷を受けたもの（虫害粒、発芽粒、霜害粒、熱損粒、病害粒、生理障害粒等）をいう。
- 一二 熱 損 粒―小麦粒又は異種穀粒で熱等によって変色したものをいう。
- 一三 著しい熱損粒―小麦粒又は異種穀粒で熱等によって著しく変色したものをいう。
- 一四 発芽 粒―小麦粒又は異種穀粒で発根又は発芽している粒及びそのこん跡のある粒をいう。
- 一五 萎縮粒及び砕粒―小麦粒で長さ九・五ミリメートル、幅一・六ミリメートルの縦目ふるいをもって分け、そのふるいを通過するものをいう。
- 一六 他 銘 柄 粒―他の銘柄に属する小麦粒をいう。ただし、次の表において同一区分に属する銘柄を除く。

区

分

アメリカ産ノーザン・スプリング及びアメリカ産ダーク・ノーザン・スプリング
アメリカ産ウエスタン・ホワイト、アメリカ産ソフト・ホワイト及びアメリカ産ホワイト・クラブ
アメリカ産アンバー・デュラム及びアメリカ産ハード・アンバー・デュラム

- 一七 たんぱく質―窒素定量法により換算値五・七〇を用いたもの又はこれと同等の精度でその測定結果が得られる近赤外分析計を用いて測定したものをいう。
- 一八 でん粉―落球粘度計により測定したものをいう。

四 大麦

(一) 種類

食糧大麦、ビール大麦及び飼料大麦

(二) 銘柄

イ 食糧大麦

産地型銘柄

アメリカ産シックスロウ、アメリカ産ツーロウ、オーストラリア産シックスロウ、オーストラリア産ツーロウ、カナダ産ウエスタン・シックスロウ及びカナ

ダ産ウエスタン・ツローウ
ロ ビール大麦
産地型銘柄

アメリカ産シックスロウ・モルディング、アメリカ産ツローウ・モルディング、オーストラリア産シックスロウ・モルディング、オーストラリア産ツローウ・モルディング、
・モルディング、カナダ産ウエスタン・シックスロウ・モルディング及びカナダ産ウエスタン・ツローウ・モルディング

(三) 規格
イ 品位

(イ) 食糧大麦（アメリカ産シックスロウ及びアメリカ産ツローウに限る。）

等級	項目																																		
	最低限度	最高限度																																	
三等	五五	六〇																																	
二等	五八	六〇																																	
一等	六〇	六〇																																	
等級	容積重 (キログラム)	水分 (%)	きょう 雑物 (%)	計 (%)	異 麦角粒 (%)	異 黒穂粒 (%)	石 (箇數)	異 穀粒 (%)	スチー リー粒 (%)	細 麦 (%)	被 害 粒	碎 粒 (%)	青 色 粒 (%)	計 (%)	他 銘 柄 粒 及 び ブ ラ ック ・ バ ー レ イ 粒 (%)																				
																一	一	一	六	四	三	〇・〇	〇・〇	〇・二	六	六	六	五	三	二	三	三	一	〇	六

(ロ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
食糧大麦（オーストラリア産シックスロウに限る。）

等級	項目																													
	最低限度	最高限度																												
二等	五九	六〇																												
一等	六〇	六〇																												
等級	容積重 (キログラム)	水分 (%)	きょう 雑物 (%)	計 (%)	異 麦角粒 (%)	異 黒穂病 (%)	石 (箇數)	異 穀粒 (%)	スチー リー粒 (%)	細 麦 (%)	被 害 粒	碎 粒 (%)	青 色 粒 (%)	計 (%)	他 銘 柄 粒 (%)															
																一	一	一	四	三	〇・〇	〇・二	六	六	三	二	三	三	一	五

項目	最低限度	最	高	限	度
----	------	---	---	---	---

(ホ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
食糧大麦（カナダ産ウエスタン・ツーロウに限る。）

項目	等級		最低限度	項目	
	二等	一等		容積重 (キログラム)	水分 (%)
	五九	六〇	一五・〇	一五・〇	一
					きょう 雑物 (%)
	四	二	〇・〇	〇・〇	異 物
	〇・〇	〇・〇	〇・二	〇・二	
	六	六			石 筒数 (%)
			三	二	
					野生種 子 (%)
			三	二	
					異種穀 粒 (%)
			五	四	
					細 麦 (%)
			五	四	
					被 害 粒
			〇	〇	
					及 び 碎 粒 (%)
			五	四	
					他 銘 柄 粒 (%)
			一五	一〇	

(ニ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
食糧大麦（カナダ産ウエスタン・シックスロウに限る。）

項目	等級		最低限度	項目	
	三等	二等		容積重 (キログラム)	水分 (%)
	六二	六六	一四・〇	一四・〇	一
					きょう 雑物 (%)
	五	四	〇・〇	〇・〇	異 物
	〇・〇	〇・〇	〇・二	〇・二	
	六	六			石 筒数 (%)
			四	三	
					異種穀 粒 (%)
			三	三	
					スチー リー 粒 (%)
			一〇	一〇	
					細 麦 (%)
			五	四	
					被 害 粒
			〇	〇	
					碎 粒 (%)
			一〇	五	
					青 色 粒 (%)
			一〇	一〇	
					他 銘 柄 粒 (%)
			一〇	一〇	

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等のそれぞれの品位に適合しないもの
食糧大麦（オーストラリア産ツーロウに限る。）

三等	五五	一四・〇	一	五	〇・〇	〇・二	六	四	三	一五	五	〇	一〇	一〇
----	----	------	---	---	-----	-----	---	---	---	----	---	---	----	----

項目	等級		
	一等	二等	
容積重 (キログラム)	六一	六〇	
水分 (%)	一五・〇	一五・〇	
きょう雑物 (%)	一	一	
異物	(%)計	二	
	麦角粒 (%)	〇・〇	
	黒穂病粒 (%)	〇・〇	
	石 (箇數)	〇・二	
物	野生種子 (%)	六	
	異種穀粒 (%)	三	
限	スチール粒 (%)	二	
	細麦 (%)	三	
度	被害粒	(%)計	四
		熱損粒 (%)	四
	熱損粒 (%)	〇	
度	青色粒 (%)	〇	
	他銘柄粒及びブラック・バーレイ粒 (%)計	四	
度	他銘柄粒及びブラック・バーレイ粒 (%)	一〇	

(ハ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
食糧大麦(イ)から(ホ)までに掲げるものを除く。

項目	等級		
	一等	二等	三等
容積重 (キログラム)	六〇	五八	五五
水分 (%)	一五・〇	一五・〇	一五・〇
きょう雑物 (%)	一	一	一
異物	(%)計	三	六
	麦角粒 (%)	〇・〇	〇・〇
	黒穂病粒 (%)	〇・二	〇・二
	石 (箇數)	六	六
物	野生種子 (%)	一	三
	異種穀粒 (%)	二	五
限	スチール粒 (%)	三	三
	細麦 (%)	一〇	一五
度	被害粒	(%)計	二
		熱損粒 (%)	〇
	熱損粒 (%)	〇	
度	青色粒 (%)	〇	
	他銘柄粒及びブラック・バーレイ粒 (%)計	〇	
度	他銘柄粒及びブラック・バーレイ粒 (%)	〇	

(ト) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
ビール大麦(アメリカ産シックスロウ・モルディングに限る。)

項目	等級		
	一等	二等	
容積重 (キログラム)	六一	六〇	
発芽勢	一五・〇	一五・〇	
水分	一	一	
異物	(%)計	二	
	麦角粒 (%)	〇・〇	
	黒穂病粒 (%)	〇・二	
	石 (箇數)	〇・二	
物	野生種子 (%)	六	
	異種穀粒 (%)	三	
限	スチール粒 (%)	二	
	細麦 (%)	三	
度	被害粒	(%)計	四
		熱損粒 (%)	四
	熱損粒 (%)	〇	
度	青色粒 (%)	〇	
	他銘柄粒及びブラック・バーレイ粒 (%)計	四	
度	他銘柄粒及びブラック・バーレイ粒 (%)	一〇	

等級	項目	
	最低限度	最高限度
ラム	容積重 (キログラム)	発芽勢 (%)
	水分 (%)	きょう雑物 (%)
異	計 (%)	異
	麦角粒 (%)	
物	黒穂病 粒 (%)	物
	石 筒数 (%)	
限	異種 穀粒 (%)	限
	スチール 粒 (%)	
度	細麦 (%)	度
	被害粒 計 (%)	
度	熱損 粒 (%)	度
	砕粒 (%)	
度	青色 粒 (%)	度
	他銘 柄粒 (%)	

(リ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
ビール大麦（オーストラリア産シックスロウ・モルティングに限る。）

等級	項目	
	最低限度	最高限度
三等	容積重 (キログラム)	発芽勢 (%)
	水分 (%)	きょう雑物 (%)
二等	計 (%)	異
	麦角粒 (%)	
一等	黒穂病 粒 (%)	物
	石 筒数 (%)	
限	異種 穀粒 (%)	限
	細麦 (%)	
度	被害粒 計 (%)	度
	熱損 粒 (%)	
度	砕粒 (%)	度
	他銘柄粒及びブラ ック・バーレイ粒 計 (%)	
度	青色 粒 (%)	度
	他銘 柄粒 (%)	

(フ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
ビール大麦（アメリカ産ツローウ・モルティングに限る。）

等級	項目	
	最低限度	最高限度
三等	容積重 (キログラム)	発芽勢 (%)
	水分 (%)	きょう雑物 (%)
二等	計 (%)	異
	麦角粒 (%)	
一等	黒穂病 粒 (%)	物
	石 筒数 (%)	
限	異種 穀粒 (%)	限
	細麦 (%)	
度	被害粒 計 (%)	度
	熱損 粒 (%)	
度	砕粒 (%)	度
	他銘柄粒及びブラ ック・バーレイ粒 計 (%)	
度	青色 粒 (%)	度
	他銘 柄粒 (%)	

項目		等級		
最低限度	容積重 (キログラム)	六〇	五九	
限度	発芽勢 (%)	九五	九五	
最高限度	水分 (%)	一五・〇	一五・〇	
	きょう雑物 (%)	一	一	
	異物	(%)計	二	四
		麦角粒 (%)	〇・〇	〇・〇
		黒穂病 (%)	〇・二	〇・二
	物	石 (箇數)	六	六
		野生 (%)	二	三
		異種 (%)	二	三
		細麦 (%)	四	五
	被害粒	(%)計	四	五
熱損 (%)		〇	〇	
及び皮粒 (%)		四	五	
他銘 (%)	一〇	一五		

(ル) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
ビール大麦(カナダ産ウエスタン・シックスロウ・モルティングに限る。)

項目		等級		
最低限度	容積重 (キログラム)	六六	六二	
限度	発芽勢 (%)	九五	九五	
最高限度	水分 (%)	一四・〇	一四・〇	
	きょう雑物 (%)	一	一	
	異物	(%)計	三	五
		麦角粒 (%)	〇・〇	〇・〇
		黒穂病 (%)	〇・二	〇・二
	物	石 (箇數)	六	六
		異種 (%)	二	四
	限	スチール (%)	三	三
		細麦 (%)	一〇	一〇
		被害粒	(%)計	二
熱損 (%)	〇		〇	
度	砕粒 (%)	五	一〇	
	青色 (%)	一〇	一〇	
	他銘 (%)	一〇	一〇	

(ヌ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
ビール大麦(オーストラリア産ツローウ・モルティングに限る。)

最低限度	容積重 (キログラム)	五九	五五	
限度	発芽勢 (%)	九五	九五	
最高限度	水分 (%)	一四・〇	一四・〇	
	きょう雑物 (%)	一	一	
	異物	(%)計	四	五
		麦角粒 (%)	〇・〇	〇・〇
		黒穂病 (%)	〇・二	〇・二
	物	石 (箇數)	六	六
		異種 (%)	三	四
	限	スチール (%)	三	三
		細麦 (%)	一五	一五
		被害粒	(%)計	四
熱損 (%)	〇		〇	
度	砕粒 (%)	五	一〇	
	青色 (%)	一〇	一〇	
	他銘 (%)	一〇	一〇	

(カ) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないもの
飼料大麦

項目	等級			最低限度
	三等	二等	一等	
最低限度	五五	五八	六〇	容積重 (キログラム)
	九五	九五	九五	発芽勢 (%)
最高限度	一五・〇	一五・〇	一五・〇	水分 (%)
	一	一	一	きょう雑物 (%)
異物	六	四	三	(%)計
	〇・〇	〇・〇	〇・〇	(%)麦角粒
	〇・二	〇・二	〇・二	(%)黒穂病粒
	六	六	六	(箇數)石
	三	二	一	(%)野生種子
最高限度	五	三	二	(%)異種穀粒
	三	三	三	スチール粒 (%)
最高限度	一五	一五	一〇	(%)細麦
	六	四	二	(%)計
最高限度	〇	〇	〇	(%)熱損粒
	一二	八	四	(%)碎粒
最高限度	一〇	一〇	一〇	(%)青色粒
	一〇	一〇	一〇	(%)計
最高限度	二	一	〇	他銘柄粒及び ブラック・パ ーレイ粒 (%)
				ブラッ ク・パ ーレイ 粒 (%)

(ク) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ビール大麦 (ト) から (フ) までに掲げるものを除く。

項目	等級		最低限度
	二等	一等	
最低限度	六〇	六一	容積重 (キログラム)
	九五	九五	発芽勢 (%)
最高限度	一五・〇	一五・〇	水分 (%)
	一	一	きょう雑物 (%)
異物	四	二	(%)計
	〇・〇	〇・〇	(%)麦角粒
	〇・二	〇・二	(%)黒穂病粒
	六	六	(箇數)石
	三	二	(%)野生種子
最高限度	六	六	(%)異種穀粒
	三	二	野生種子 (%)
最高限度	三	二	異種穀粒 (%)
	五	四	(%)細麦
最高限度	五	四	(%)計
	〇	〇	(%)熱損粒
最高限度			はく皮粒 及び碎粒 (%)
	五	四	他銘柄 粒 (%)
最高限度	一五	一〇	

(ケ) 規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの
ビール大麦 (カナダ産ウエスタン・ツローウ・モルディングに限る。)

等級	項目		最低限度		最高限度	
	容積重 (キログラム)	水分 (%)	きょう雑 物 (%)	異 物	被害粒 (%)	ブラック・バーレイ粒 (%)
合格	五一	一五・〇	二	計 (%) 一〇 麦角粒 (%) 〇・〇 黒穂病粒 (%) 〇・二 石 (箇数) 一〇	一〇	五

規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないもの

附

- 一 この規格で「大麦」とは、大麦粒を五〇・〇%以上含むものをいう。
- 二 一の穀粒で麦角粒、黒穂病粒、熱損粒、スチーリー粒、細麦、熱損粒以外の被害粒、野生種子、異種穀粒、はく皮粒又は碎粒、青色粒、ブラック・バーレイ粒及び他銘柄粒のいずれか二以上に該当するものについてのこの規格の適用については、この順位により最初に該当するもの以外のものには該当しないものとみなす。
- 三 この規格で「飼料大麦」とは、単体飼料又は配合飼料の原料に供される大麦をいう。
- 四 品位が規格外に該当する大麦以外の大麦にあつては、石のうち石炭が実用上支障をきたす程度混入してはならない。

定義

- 一 百分 率―全量に対する重量比をいう。ただし、発芽勢の場合を除く。
- 二 箇 数―精米の定義の箇数に同じ。
- 三 容 積 重―小麦の定義の容積重に同じ。
- 四 水 分―大麦粒（麦角菌又は黒穂病菌に侵されたものを除く。以下同じ。）につき常圧加熱乾燥法のうち、一三五度乾燥法によるものをいう。
- 五 きょう雑物―標準きょう雑物精選機又はこれと同等の精度があると認められる精選機で分離された大麦粒以外のものをいう。
- 六 異 物―大麦粒及びきょう雑物を除いた他のものをいう。
- 七 麦 角 粒―小麦の定義の麦角粒に同じ。
- 八 黒穂病 粒―小麦の定義の黒穂病粒に同じ。
- 九 石 ―小麦の定義の石に同じ。
- 一〇 異種穀 粒―大麦粒及び野生種の穀粒を除いた他の穀粒をいう。
- 一一 スチーリー粒―大麦粒でガスを呈し、でん粉層の大部分が灰褐色に着色したものをいう。
- 一二 細 麦―次の表の上欄の区分に従い、それぞれ同表の相当下欄に掲げるふるいをもつて分け、そのふるいを通過するものをいう。

区 分	ふるい
アメリカ産シックスロウ、オーストラリア産シックスロウ、カナダ産ウエスタン・シックスロウ	二・〇ミリメートルの縦目ふるい

アメリカ産ツローウ、オーストラリア産ツローウ、アメリカ産ツローウ・モルティンク及びオー	二・二ミリメートルの縦目ふるい
、カナダ産ウエスタン・ツローウ、アメリカ産シックスロウ・モルティンク、オーストラリア産シックスロウ・モルティンク、カナダ産ウエスタン・シックスロウ・モルティンク、カナダ産ウエスタン・ツローウ・モルティンク並びにイの(ハ)及び(ニ)に掲げる大麦	

一三 被害 粒―大麦粒又は異種穀粒で昆虫、水、熱、かび、菌その他の原因によつて損傷を受けたもの（虫害粒、発芽粒、霜害粒、熱損粒、病害粒等）をいう。

一四 熱損 粒―大麦粒で熱等によつて損傷を受け、でん粉層まで黄褐色、茶色又は黒色に変色したものをいう。

一五 砕 粒―大麦粒で欠け、又は砕けたものをいう。

一六 青色 粒―大麦粒ででん粉層の全部又は一部が青色又は青灰色を呈するものをいう。

一七 他銘柄 粒―他の銘柄に属する大麦粒をいう。

一八 ブラック・バレイ粒―黒色又は褐色の稈を有する大麦粒をいう。

一九 野生種子―野生種の植物種子をいう。

二〇 はく皮粒―大麦粒で稈の三分の一以上が除かれたもの又は稈の胚芽をおおう部分が除かれたものをいう。

二一 発芽 勢―摂氏二〇度で七十二時間以内に発芽した整粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。

五 はだか麦

(一) 銘柄

産地型銘柄

アメリカ産ワキシ―ハルレス及びカナダ産ウエスタン・ハルレス

(二) 規格

品位

(イ) はだか麦（アメリカ産ワキシ―ハルレスに限る。）

項目	等級		最低限度	最 高						限 度					
	一 等	二 等		異 物		被 害 粒		碎 粒							
容積重 (キログラム)	七四	七二		水分 (%)	雑物 (%)	計 (%)	麦角粒 (%)	黒穂病粒 (%)	石 (箇數)	異種穀粒 (%)	細 (%)	計 (%)	熱損粒 (%)	碎 (%)	他銘柄粒 (%)
	一四・〇	一四・〇		一	一	〇・〇	〇・〇	〇・二	六	六	二	一	〇	六	一〇

三等	六〇	一四・〇	一	四	〇・〇	〇・二	六	三	一	五	〇	一〇	一〇
----	----	------	---	---	-----	-----	---	---	---	---	---	----	----

(p) 規格外―異臭のあるもの又は一等から三等までのそれぞれの品位に適合しないものはだか麦（カナダ産ウエスタン・ハルレスに限る。）

等級	項目	最低限度		最高限度																			
		容積重 (キログラム)	水分 (%)	きょう 雑物 (%)	異		物		限		度												
一等	七四	一四・五	一	四	一	〇・〇	〇・二	六	六	一	二	三	三	一〇	五	二	〇	〇	四	五	一	〇	
二等	七二	一四・五	一	四	一	〇・〇	〇・二	六	六	一	二	三	三	一〇	五	三	二	〇	〇	四	五	一	〇

規格外―異臭のあるもの又は一等及び二等のそれぞれの品位に適合しないもの

附

- 一 この規格で「はだか麦」とは、はだか麦粒を五〇・〇%以上含むものをいう。
- 二 一の穀粒で麦角粒、黒穂病粒、熱損粒、スチーリー粒、細麦、熱損粒以外の被害粒、野生種子、異種穀粒、碎粒及び他銘柄粒のいずれか二以上に該当するものについてのこの規格の適用については、この順位により最初に該当するもの以外のものには該当しないものとみなす。

定義

- 一 百分率―玄米の定義の百分率に同じ。
- 二 箇數―精米の定義の箇數に同じ。
- 三 容積重―小麦の定義の容積重に同じ。
- 四 水分―はだか麦粒（麦角粒又は黒穂病菌に侵されたものを除く。以下同じ。）につき常圧加熱乾燥法のうち、一三五度乾燥法によるものをいう。
- 五 きょう雑物―標準きょう雑物精選機又はこれと同等の精度があると認められる精選機で分離されたはだか麦粒以外のものをいう。
- 六 異物―はだか麦粒及びきょう雑物を除いた他のものをいう。
- 七 麦角粒―小麦の定義の麦角粒に同じ。
- 八 黒穂病粒―小麦の定義の黒穂病粒に同じ。
- 九 石―小麦の定義の石に同じ。
- 一〇 異種穀粒―はだか麦粒及び野生種の穀粒を除いた他の穀粒をいう。
- 一一 スチーリー粒―はだか麦粒でガラス質を呈し、でん粉層の大部分が灰褐色に着色したものをいう。

- 一二 細 麦―はだか麦粒で二・〇ミリメートルの縦目ふるいをもって分け、そのふるいを通過するものをいう。
- 一三 被害 粒―はだか麦粒又は異種穀粒で昆虫、水、熱、かび、菌、その他の原因によつて損傷を受けたもの（虫害粒、発芽粒、霜害粒、熱損粒、病害粒等）をいう。
- 一四 熱 損 粒―はだか麦粒で熱等によつて損傷を受け、でん粉層まで黄褐色、茶色又は黒色に変色したものをいう。
- 一五 碎 粒―はだか麦粒で欠け、又は砕けたものをいう。
- 一六 他 銘 柄 粒―他の銘柄に属するはだか麦粒をいう。
- 一七 野 生 種 子―大麦の定義の野生種子に同じ。
- 六 玄米、精米、小麦、大麦及びはだか麦を除く他の農産物

附 則

輸出に於いて定められた規格とする。

平成十二年以前に生産された国内産農産物（でん粉を除く。）の農産物検査については、この告示の施行後も、なお従前の例による。